【高額療養費について】

入院すると医療費が高額になることがあります。医療費の支払いが軽減される、「高額療養費」という制度があるのをご存じですか？
高額療養費とは、同一月（1 日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。
医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。加入している健康保険の窓口にて申請を行い、認定証を病院にご提示いただくことで、お支払いが軽減されることがあります。
詳しくは、医療相談室にお問い合わせください。

☆自己負担限度額とは
自己負担限度額は、年齢および所得状況等により以下のように設定されています。

７０歳未満の方	自己負担限度額
（ア） 標準報酬月額 83 万円以上の方	252,600 円＋(医療費－842,000 円)×1% ＜4 月目～：140,100 円＞
（イ） 標準報酬月額 53 万～79 万円の方	167,400 円＋(医療費－558,000 円)×1% ＜4 月目～：93,000 円＞
（ウ） 標準報酬月額 28 万～50 万円の方	80,100 円＋(医療費－267,000 円)×1% ＜4 月目～：44,400 円＞
（エ） 標準報酬月額 26 万円以下の方	57,600 円 ＜4 月目～：44,400 円＞
（オ） 低所得者（住民税非課税）	35,400 円 ＜4 月目～：24,600 円＞

７０歳以上の方	自己負担限度額
現役並み所得者	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1% ＜4 月目～：44,400 円＞
一般	44,400 円
低所得者Ⅱ	24,600 円
低所得者Ⅰ	15,000 円